

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」業務委託契約書

委託業務の名称 平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」業務
委託料の額 金 5,205,001,433円
(うち消費税及び地方消費税 247,857,211円)
委託期間 着手 平成24年 4月 1日
履行期限 平成25年 3月31日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「公立大学法人福島県立医科大学」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別記「平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託料(以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

第2条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項第1号の規定により納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(主任担当者)

第4条 甲及び乙は、業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を、それぞれ1名あらかじめ定め、書面をもって相手方に通知する。また、主任担当者の変更があった場合には、直ちに相手方に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。

(業務実施状況の報告等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務実施状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引き渡し)

第8条 乙は、業務が完了したときは、業務に係る業務実績報告書、業務収支報告書及び概算払を受けた場合は、概算払精算書を添えて、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、提出された報告書について検査を行い、合格したと認められる時は委託料の額を確定する。

3 前項の検査の結果不合格となり、報告書について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。
なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、業務完了後において、乙に業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命ずるものとする。

4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部（又は全部）を概算払することができる。

5 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を甲に提出するものとする。

6 乙は、第4項の規定により支払いを受けた委託料の額が、第8条第2項の規定による確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 履行期限内に業務を完了しないとき、又は業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

二 着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 第3条の規定に違反したとき。

四 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 前4号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、甲に対し、委託料の額の10分の1に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(財産の帰属)

第11条 乙の業務の実施に伴って取得した備品等（以下「財産」という。）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をしたときをもって乙に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 乙は、業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

2 業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

三 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

四 乙が、独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

五 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備及び検体の保存)

第 16 条 乙は、業務に係る書類及び帳簿を備え付け、少なくとも今後業務が終了するまで保存しなければならない。

2 乙は、業務に係る血液・尿等の検体について保存する場合は、少なくとも今後業務が終了するまで保存しなければならない。

(補 則)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 18 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

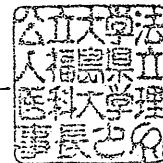
この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 1 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
氏 名 福 島 県
福島県知事 佐藤 雄平



乙 住 所 福島県福島市光が丘 1 番地
氏 名 公立大学法人福島県立医科大学
理 事 長 菊 地 臣



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手法により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第 10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注 1 「甲」は実施機関(福島県)を、「乙」は受託者(公立大学法人福島県立医科大学)を指す。

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が公立大学法人福島県立医科大学（以下「乙」という。）に委託する、「福島県県民健康管理調査事業」業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 委託業務の目的

- ・原発事故に係る県民の不安を解消するため、被ばく線量を推計、提示し（基本調査）、不要な不安を払拭する。
- ・基本調査及び詳細調査の結果を踏まえ、数十年単位の長期的な健康管理を実施することで、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくこととし、県民の安全・安心を確保する。

(2) 委託業務の内容

①基本調査

ア 対象者—全県民（約205.7万人）

（平成23年3月11日時点での県内居住者（県外避難者を含む））

イ 方法—自記式質問票（問診票）形式

ウ 記入内容—氏名・住所等の基本情報、平成23年3月11日以降の行動記録、自家栽培の作物や自家飼育の原乳及び飲料水の摂取状況ほか。

エ 実施時期—平成24年4月～

（先行調査（川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村）（平成23年6月末～）及び全県民調査（先行調査以外）（平成23年8月下旬～）の継続）

オ 問診票回収の方法—問診票配布時（平成23年度）に返信用封筒を同封

カ 調査結果（被ばく線量）の対象者への提示—各個人宛通知

キ 業務内容

- ・調査票（問診票）の回収及び回収率向上のための支援
- ・調査票（問診票）の記入の仕方等の問い合わせ対応
- ・回収した調査票（問診票）の回答データの入力
- ・独立行政法人放射線医学総合研究所（線量評価システム）とのデータやり取りによる被ばく線量の推計、評価
- ・調査結果（被ばく線量評価結果）の作成、各個人への送付
- ・回収した調査票（問診票）や調査結果（被ばく線量評価結果）の保管
- ・その他上記調査を行ううえで必要とされる業務

②詳細調査

a 甲状腺超音波検査

ア 対象者—震災時18歳以下の全県民（約36万人）。24年度は、福島市、

二本松市、本宮市、大玉村、桑折町、天栄村、国見町、白河市、西郷村、泉崎村、郡山市、三春町を対象に実施予定。

(予定対象者数—154, 894名)

イ 方法—小中学校等は、在学している学校において検査を実施。それ以外の対象者は、上記検査実施市町村内の公的施設（保健センター）等で検査を実施。県外避難者に対しても避難地先の近隣の医療機関で検査を受けられるよう、県外検査実施機関を設ける。

ウ 内容—甲状腺の超音波検査を実施。しこり（結節性病変）等が認められた場合は、福島県立医科大学附属病院等において二次検査（詳細な超音波検査、採血（生体試料保管を含む）、尿検査、必要に応じて細胞診等）を実施する。

エ 実施時期—平成24年4月～

(平成23年10月から平成26年3月までに、先行検査（現状確認のための検査）として対象者全員に検査を実施する。)

(また、平成26年4月以降は、本格検査として20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を行い、生涯にわたり県民の健康を見守る。)

オ 業務内容

- ・検査会場の調整、確保
- ・対象市町村より最新の住所データを収集して、検査対象者名簿の作成
- ・検査対象者への通知、日程調整、問い合わせ対応等
- ・検査会場の設営
- ・甲状腺超音波検査の実施
- ・(超音波)検査のデータ入力(検査画像を含む)
- ・検査結果の作成及び保管、各個人への送付
- ・二次検査の対象者への通知、検査の実施、(超音波)検査のデータ入力(検査画像を含む)、検査結果の作成及び保管、各個人への送付
- ・二次検査における生体試料(血液等)の(冷凍)保存
- ・その他上記調査を行ううえで必要とされる業務

b 健康診査

ア 対象者—避難区域等の住民/基本調査の結果必要と認められる者(約21万人を想定)

※避難区域等—田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域及び伊達市の一部(特定避難勧奨地点の属する区域)

イ 方法—健診方式(調査会場または医療機関等で実施/委託契約書に定めるところにより再委託は可)。

県外避難者に対しても、避難地先の近隣の県外指定医療機関で早期に健診を受けられるよう努める。

ウ 内容—健康診査の項目

- ・ 0歳～6歳（就学前乳幼児）—身長、体重、血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）
- ・ 7歳～15歳（小学校1年生～中学校3年生）—身長、体重、血圧、血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）
[希望による追加項目]—血液生化学（AST、ALT、 γ -GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸）
- ・ 16歳以上—身長、体重、腹囲（BMI）、血圧、血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）、尿検査（尿蛋白、尿糖、尿潜血）、血液生化学（AST、ALT、 γ -GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸）

※下線部は、通常、特定健康診査では検査しない追加項目

エ 実施時期—平成24年5月～。

全ての対象市町村において、市町村が実施する特定健診・総合検診で追加項目を上乗せして同時に実施できるようにするとともに、集団健診の実施日程の拡充、(15歳以下の)小児健診の早期実施(夏頃からのスタートを想定)や健診可能な医療機関の充実に努めること。

オ 業務内容

- ・ 対象市町村より最新の住所データを収集して、健診対象者名簿の作成
- ・ 健診実施機関(想定—財団法人福島県保健衛生協会、県(各市郡)医師会、医療機関等)との再委託契約、連絡調整、健診結果やり取り、再委託料支払い等
- ・ その他上記調査を行ううえで必要とされる業務

カ その他

平成23年度に詳細調査の一環として実施したところの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査について、継続して回収データの分析、支援等を実施するとともに、今後の事業の検討を行うこと。

③その他

基本調査及び詳細調査等により得られる情報について、長期的に管理し県民の将来にわたる健康増進につながるようデータベース構築を検討すること。

県の広報や報道等既存のメディアを有効、効果的に活用して「福島県県民健康管

理調査事業」の正しい情報を発信し、県民に対して不要な不安を与えないよう努めること。

3 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 着手届（別記第1号様式）

(2) 完了届（別記第2号様式）

委託契約書第8条第1項に定める業務完了の際の通知。

(3) 業務実績報告書（別記第3号様式）

委託契約書第8条第1項に定める業務完了の際の実績報告書

(4) 業務収支報告書（別記第4号様式）

委託契約書第8条第1項に定める業務完了の際の収支報告書

4 委託料の概算払

委託契約書第9条第5項に定める委託料概算払請求書については、別記第5号様式のとおりとし、第8条第1項に定める委託料概算払精算書については、別記第6号様式のとおりとする。

5 業務により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、業務の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る業務費を差し引いた額を返還するものとする。

6 仕様変更

(1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

別記第1号様式

着 手 届

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
法人名
代表者名 印

平成 年 月 日付で契約した委託業務について、平成 年 月 日
付で着手しましたので届け出ます。

記

1 委託業務名

2 委託期間

着 手 平成 年 月 日

履行期限 平成 年 月 日

め

ま

式
様

あ
の

め

合

別記第2号様式

完了届

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
法人名
代表者名 印

平成 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり完了したので届け出ます。

記

1 委託業務名

2 業務開始年月日 平成 年 月 日

3 業務完了年月日 平成 年 月 日

別記第3号様式

業務実績報告書

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
法人名
代表者名 印

平成 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり実施したので、その実績について報告します。

記

1 委託業務名

2 業務実績報告書 別紙のとおり
(報告書例)

(別紙) (報告書例)

業務実績報告書

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」業務実績

1 基本調査 (対象市町村別)

調査件数一	件	
発送件数一	件	
回答件数一	件	
被ばく線量推計結果の送付件数一		件
調査結果		

2 詳細調査

(1) 甲状腺検査 (対象市町村別)

対象件数一	件
検査件数一	件
検査結果	
※生体試料 (血液等) の (冷凍) 保管	
保管件数一	件

(2) 健康診査 (対象市町村別)

対象件数一	件
検査件数一	件
検査結果	

別記第4号様式

業務収支報告書

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
法人名
代表者名 印

平成 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり実施したので、その収支について報告します。

記

1 委託業務名

2 業務収支報告書 別紙のとおり
(報告書例)

(別紙) (報告書例)

業務収支報告書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	比較増減		備 考
		増	減	
県委託料	円	円	円	
合 計	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	比較増減		備 考
		増	減	
平成24年度「福島県県民 健康管理調査事業」業務 (基本調査) 返信用文書送付郵便料 基本調査データエントリー委託費 基本調査の結果の送付経費 基本調査の結果送付用封筒作成 (甲状腺検査) 甲状腺検査経費 検査通知及び検査結果通知 一次検査チーム派遣旅費 一次検査立会旅費 生体試料冷凍保存 (健康診査) 避難区域等の住民に対する健康診査 小児(避難区域等) 診査通知及び結果通知 (その他) 人件費 旅費(上記項目で計上分除く) その他(印刷、通信費、賃借料等)	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別記第5号様式

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
法人名
代表者名 印

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」業務委託料概算払請求書
平成 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第9条第
5項の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 円

内訳

契約金額	受領済額	今回請求額	残 額	備 考

別記第6号様式

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
法人名
代表者名 印

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」業務委託料概算払精算書
平成 年 月 日付けで締結した上記委託業務について、委託契約書第8条第
1項の規定により、概算払を受けた委託料の精算状況を下記のとおり報告します。

記

契約金額 円

概算払交付金額	実績額	過不足額	備考

※過不足額欄は、概算払交付金額から、契約金額又は実績額のいずれか低い額を差し引いた額を記載すること。

(添付書類)

- 1 実績額の内訳が確認できる書類 (委託業務に係る収支報告書 (別記第4号様式))

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」業務委託設計書(金入り設計書)

(金額:円)

基本調査	2,301,200,000				
	単価				
返信用文書送付郵便料	140 ×	640,000 人	=	89,600,000	
データエントリー委託費	1,800 ×	1,140,000 式	=	2,052,000,000	
結果通知	120 ×	1,140,000 人	=	136,800,000	
基本調査 結果送付用封筒	20 ×	1,140,000 枚	=	22,800,000	
			計	2,301,200,000	
甲状腺検査	742,829,000				
	単価				
甲状腺検査委託費	4,000 ×	167,000 人	=	668,000,000	
検査通知	120 ×	167,000 人	=	20,040,000	
検査結果通知	120 ×	167,000 人	=	20,040,000	
一次検査チーム派遣旅費	5,100 × 5 × 5 ×	270	=	34,425,000	
一次検査立会	600 × 2 ×	270	=	324,000	
			計	742,829,000	
生体試料冷凍保存	7,952,540				
	単価				
生体試料冷凍保存費	4,762 ×	1,670 人	=	7,952,540	
	×	式	=	0	
			計	7,952,540	
健康診査	795,263,200				
	単価	式			
健康診査委託費 (避難区域等の住民対象)	5,200 ×	112,000 人	=	582,400,000	
〃 (小児・未就学児)	4,800 ×	11,521 人	=	55,300,800	
〃 (小児・小学生～)	7,200 ×	16,419 人	=	118,216,800	
健康診査通知	120 ×	187,940 人	=	22,552,800	
診査結果通知	120 ×	139,940 人	=	16,792,800	
			計	795,263,200	
人件費	623,549,784				
	単価				
医師(センター長)	12,121,212 ×	1 × 1.0	=	12,121,212	
医師(学外)	9,523,810 ×	6 × 1.0	=	57,142,860	
医師(非常勤)	2,077,922 ×	1 × 1.0	=	2,077,922	
医師(学会支援)	2,597,402 ×	5 × 1.0	=	12,987,010	
SE	9,523,810 ×	1 × 1.0	=	9,523,810	
コメディカル(プロパー)	6,926,407 ×	19 × 1.0	=	131,601,733	
コメディカル(支援)	1,731,602 ×	3 × 1.0	=	5,194,806	
事務職員	6,926,407 ×	40 × 1.0	=	277,056,280	
退職手当分(医師(学外)・コメディカル(プロパー)・事務職員の10%)	465,800,873 ×	0.1 × 1.0	=	46,580,087	
※もし学内医師について勤務割合により当てる場合を想定して	4,329,004 ×	16.00 × 1.0	=	69,264,064	
			計	623,549,784	

条第

引

))

事業費見積					
旅費	1,330,000				
(上記事業項目で計上分除く)	単価				
国との調整	19,750 ×	2 ×	2	=	79,000
他県(医療 機関等)との調整	19,750 ×	2 ×	30	=	1,185,000
市町村との調整(県内市町村個別)	600 ×	2 ×	30	=	36,000
〃 (詳細対象12市町村個別)	600 ×	2 ×	12	=	14,400
〃 県外(双葉町:埼玉県)	2,600 ×	2 ×	3	=	15,600
	0 ×		0	=	0
				計	1,330,000
印刷製本費	13,237,600				
(上記事業項目で計上分除く)	単価		個数		
甲状腺検査及び封筒(角2)	20 ×		661,880 枚	=	13,237,600
健康診査通知用	×		台	=	
				計	13,237,600
通信運搬費	17,172,624				
(上記事業項目で計上分除く)	単価		個数		
電話料	54,642 ×	12 月 ×	26 台	=	17,048,304
携帯電話(通話料)	1,295 ×	12 月 ×	8 台	=	124,320
				計	17,172,624
賃借料	3,960,000				
	単価		個数		
公用車リース	66,000 ×	12 月 ×	5 台	=	3,960,000
	×		台	=	
				計	3,960,000
業務費計	4,506,494,748				
一般管理費	450,649,474	業務費 × 10% 以内			
計	4,957,144,222				
消費税及び地方消費税	247,857,211	計 × 5%			
合計	5,205,001,433				

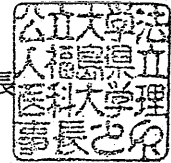
24医大健第3号

平成24年4月1日

福島県保健福祉部長 様

公立大学法人

福島県立医科大学理事長



平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」

業務委託契約書について（送付）

平成24年4月1日付け24健第1976号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり送付します。

（事務担当 健康調査課 主査 福島 電話 024-547-1245、（内線）5742）